

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

太田市長 清水 聖 義

太田市条例第14号

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年太田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「修了したもの」を「修了したもの（放課後児童健全育成事業者が研修の受講計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。